平成２４年６月１４日

各　　位

会 社 名　　鈴与シンワート株式会社
代表者名　　取締役社長　成岡謹之輔
（コード番号　９３６０　東証第２部）
問合せ先　　取締役　　佐津川　吉秀
（ＴＥＬ　０３－５４４０－２８００）

支配株主等に関する事項について

１．親会社等の商号等

（平成２４年３月３１日現在）

名称	属性	議決権所有割合（%）			発券する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
鈴与株式会社	親会社	0	51.13	51.13	－
鈴与商事株式会社	その他の関係会社	11.88	14.07	25.95	－

２．親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称およびその理由

名称	その理由
鈴与株式会社	議決権所有割合が過半数を超えるため(すべて間接所有)

３．親会社等の企業グループにおける上場会社の位置づけその他の上場会社と親会社等との関係

鈴与株式会社は、当社の議決権の 51.13%（すべて間接所有）を所有する親会社であります。また、鈴与商事株式会社は当社の議決権の 25.95%（間接所有分は 14.07%）を所有する関連会社であります。親会社の企業グループは、物流、商流、建設・ビルメンテナンス・警備、食品、情報、航空、地域開発・その他サービスの各事業群で構成されておりますが、当社は関東地区における物流事業の中心的な役割を持ち、情報サービス事業においては、グループ内で最大の規模で事業展開をしており、それぞれの事業分野でグループの一翼を担っております。

当社は、親会社等と良好な関係を保ちつつ、当社としての独立性を確保して経営に当たっておりますが、親会社の企業グループに重大な影響を与える可能性が高い事項については相互に協議を行った上で決定しております。

（１）親会社等との人的関係に関する事項

当社は、親会社等と経営についての管理手法等のノウハウ交換を目的として、親会社等の役職員が当社の役員を兼務しておりますが、その内容は以下のとおりであります。

役員の兼務状況

（平成２４年３月３１日現在）

当社における役職	氏名	親会社等またはそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役社長	成岡謹之輔	鈴与㈱理事兼鈴与システムテクノロジー㈱取締役	当社と同類の事業を行う企業の代表取締役としての経験と見識を経営に反映するため
専務取締役	澤浦　庸祥	鈴与㈱理事	親会社の執行役員および支社長としての経験を当社の経営に反映させるため
取　締　役	佐津川吉秀	鈴与㈱参事	経理・財務業務に精通しているため
社外取締役	大久保一夫	鈴与㈱参与兼ＳＳＫセールス㈱代表取締役社長	経験豊富な経営者としての観点を当社の経営に反映するため

（２）支配株主等との取引に関する事項

当社と鈴与株式会社との間で、データセンター事業にかかる設備賃借を行っており、また、平成２３年１０月までは輸出入貨物取扱相互委託、倉庫の相互利用を行っておりました。（※下記、注２参照）また、鈴与商事株式会社との間では、トラック配送業務を受託しており、当期における取引状況は以下のとおりであります。

第６５期（平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで）

属性	名称	取引内容	取引金額（百万円）	備考
親会社	鈴与㈱	収入（物流諸業務の受託）	90	
		支出（物流諸業務の委託）	75	出向受入に係る費用を含む。
		支出（情報事業設備賃借）	635	
上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社	鈴与商事㈱	収入（配送業務の受託）	10	

（注）１．記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、平成２３年１１月１日をもって、当社の物流事業部門を会社分割し、新設会社である鈴与シンワ物流㈱に資産および負債を承継させておりますので、上記の取引には、１０月３１日までの物流事業の取引が含まれております。

４．支配株主等との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と鈴与グループ企業との営業取引については、少数株主の保護に関する指針に従い、市場実勢を勘案の上、一般的取引と同様の条件によっております。

当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、当社の意思決定機関である取締役会およびその監督のもとに業務の執行を司る機関である常勤役員会における経営判断のもと、独自の意思決定を行っております。また、取締役会や常勤役員会の業務の執行を客観的かつ中立的な視点から監査するために、社外監査役4名が監査を実施しております。

３の(１)で前述のとおり当社取締役のうち2名は鈴与株式会社の理事の立場、1名は同社の参事、他の1名は同社の参与という立場でありますが、上述の意思決定機関および監査体制により、会社の業務が適正に遂行されていることを確認しており、鈴与グループとの取引についても、当社もしくは少数株主に不利益となる取引等はなく、少数株主保護の体制が維持されていると判断しております。

以上